

■軽減税率対策補助金の ご案内

平成31年10月1日より施行される消費税の増税に伴い消費税の軽減税率制度が実施されます。

●軽減税率とは？

社会保障と税の一体改革の下、消費税率引き上げに伴い、低所得者に配慮する観点から、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が週2回以上発行される新聞」を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施されることになりました。
消費税率は、標準税率が10%、軽減税率が8%となります。

これに伴い、消費税軽減税率（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の皆さんが複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。本補助金には、「複数税率対応レジの導入等支援」と「受発注システムの改修等支援」の2つがあります。

A型 複数税率対応レジの導入等支援

- ・レジ・導入型
 - ・レジ・改修型
 - ・モバイルPOSレジシステム
 - ・POSレジシステム
- ※リースによる導入も補助対象

【補助額】

レジ1台あたり20万円
複数台申請は上限200万円

B型 受発注システムの改修等支援

- ・受発注システム・指定事業者改修型
 - ・受発注システム・自己導入型
- ※原則、既にEDI・EOS等の電子的受発注を利用している事業者が対象。

【申請受付・事業期間】

平成31年12月16日までに申請
平成31年9月30日までに事業完了（支払い完了）

B-1型（受発注システムの改修）については、平成31年6月28日までに交付申請書を提出し、交付決定を受ける必要があります。

●軽減税率制度は全ての事業者に影響があります

軽減税率制度への対応が必要なのは飲食料品や新聞を取り扱う事業者だけでなく、贈答用の食品、会議や接客時の茶菓子の購入など、軽減税率の対象となり、納税額の計算に影響するので注意が必要です。

軽減税率制度や補助金制度について、ご不明な点がございましたら、お気軽に商工会までお問合せください。



マルチ商法に注意！

マルチ商法（連鎖販売取引）とは、「特定商取引法」で定義され、勧誘方法などさまざまな規制が設けられています。負担を伴って商品を販売したりサービスを提供したりすることで、対価を得る契約が多いです。

【相談事例】

- ・知人の紹介で会員になり数百万円を支払ったが、収益が出ずにいる。解約し返金を求めたいが、事業者と連絡がつかなくなった。
- ・セミナーに参加した娘が大金を注ぎ込んだうえ、家族をはじめ友人や知人を手当たり次第に勧誘し、人間関係に支障をきたしている。やめさせたいが聞く耳を持たない。
- ・健康食品のマルチ商法について、必ず病気が治るとか、儲かるとか、断定した不適切な勧誘を受けた。

【問題点】

- ・相応の結果を上げなければ借金が残って被害者となるだけでなく、自らが勧誘や販売をすることにより加害者となってしまう、被害者の拡大を招くことも。
- ・親族や友人、知人を被害に遭わせ人間関係が壊れてしまうケースが少なくない。
- ・勧誘時に詳しい説明がなされるどころか、むしろ、「楽しんで必ず儲かる」などと言われ、リスクを理解しないまま加入することが多い。

【消費者へのアドバイス】

- ・このご時世、楽で簡単に儲ける話は、絶対にありません。内容が理解できない契約はしないことが賢明です。
- ・親族、知人、同級生、先輩や会社の同僚など、近しい人からの勧誘であったとしても、必要ない（怪しい）と思う時には、やんわりと、きっぱり断りましょう。

【お問い合わせ】

南阿蘇消費者相談室
TEL (67) 2244
相談日 火曜・木曜日
午前10時～午後3時
旧久木野庁舎
※巡回相談日を除く